施設基準届出

基本診療料の施設基準

- •地域一般入院料3
- •療養病棟入院基本料1
- ·看護補助加算1(30対1)
- •看護補助体制充実加算1
- •療養病棟療養環境加算2
- •経腸栄養管理加算
- •医療安全対策加算2
- •医療安全対策地域連携加算2
- ・患者サポート体制充実加算
- •感染対策向上加算3
- ・サーベイランス強化加算
- •医師事務作業補助体制加算2(75対1)
- •後発医薬品使用体制加算1
- ·診療記録管理体制加算3
- •入退院支援加算2
- •病棟薬剤業務実施加算1
- ・データ提出加算

特掲診療料の施設基準

- ・ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- •薬剤管理指導料
- ・禁煙治療補助システム指導管理加算
- •CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーションⅡ
- ・運動器リハビリテーション料 I
- ・呼吸器リハビリテーション料 I
- ·二次骨折予防継続管理料3
- ・酸素の購入単価に関する届出

入院時食事療養費に係る基準

·入院時食事療養費(I)

当院では、特別管理加算の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって 管理された食事を適時(夕食は午後6時以降)適温で提供しています。

入院時の食事療養費標準負担額(1日3食を限度)

適用区分		負担額(1食につき)
一般および現役並み所得者 (夫婦2人世帯で年収520万円以上)		490円
低所得者Ⅱ (70歳以上の	過去12か月の入院 日数が90日まで	230円
市町村民税	過去12か月の入院	180円
非課税者)	日数が90日以上	(91日目以降の入院から)
低所得 I		
(70歳以上の市町村民税非課税		110円
者で、所得が一定基準[年金収入		
80万円以下等]に満たない方)		